

税務重要 裁決事例

企業編

～元審判官が解説！ 税理士が誤りやすいポイント～
編集代表 成松洋一

本書1冊で企業に関わる税務の判断の拠り所が掴める！
元審判官による税理士必携の裁決事例解説書

税務重要 裁決事例

企業編

元審判官が解説！税理士が誤りやすいポイント

編集代表
成松洋一
税理士

元国税不服審判所審判官が
独自の目線で選び抜き解説した、
税理士必携の裁決事例解説書！

法人税・消費税・国際課税から、重要な裁決事例を精選。
本書1冊で、企業に関する税務の判断の拠り所を把握できる！

第一法規

A5判/440頁

定価 本体4,200円＋税

本書の特色

- 実務経験豊かな元審判官が、独自の目線で選び抜き解説した、裁決事例解説書
- 法人税・消費税・国際課税から、法人税実務に欠かせない裁決事例67例を掲載
- 税理士が押さえておくべき重要な裁決事例を、「ポイント解説」と「留意点」でわかりやすく解説

『税務重要裁決事例 個人編

～元審判官が解説！税理士が誤りやすいポイント～』

編集代表 成松洋一

も好評
発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

本書の構成

判決の要旨

法人が代表社員にした債権放棄は貸倒損失で寄附金に該当するとされた事例

平成28年2月8日判決 判決事例集No.1

判決の要旨

1 病院開設に関する業務を行う法人が、その代表社員に対する債権放棄したことによる損失の損金算入の可否を巡り、請求人は、債権放棄は請求人の代表社員であるE院長が本件事業年度末に死亡したためであり、本件債権の相手先はE院長であること及び請求損失を計上するともに、E院長が債務免除益を計上したことと当然、請求人とE院長との間で本件債権放棄の合意の事実が認められ、②本件債権放棄の時点における本件債権の回収可能性がゼロであったことから、損金算入ができる貸倒損失に該当する、とする。

2 一方、原処分は、①本件債権放棄が口頭により行われたと認められるに足る証拠はなく、E院長の関係者の協議決定等に請求人が本件債権放棄をした事実も認められず、書面、口頭、その方法により放棄が行われたとする事実は認められないから、放棄されたものがないといわざるを得ず、また、②本件債権の金額で、E院長の資産状況、支払能力からみてその金額が回収できたと認められたとしても、E院長に対して書面により明らかにしなかったこと、法基通9-6-14に定める法律上の貸倒れには該当しないから、

3 請求人の主張は、E院長の代表社員としての地位を有していたと認められ、債権放棄に沿った会計処理が請求人及びE院長において行われたことから、請求人が本件債権を放棄した事実は認められるが、②E院長の収入状況からみて本件債権の金額が回収不能とは認められず、③本件債権放棄が書面により行われたことを示す証拠がないことからすれば、法基通9-6-14に掲げる事実と該当せず、回収不能とはいえない債権を放棄したものであるから、寄附金に該当すると判断した。

判決の概要がわかる

本判決のポイント解説

請求人はE院長に対する本件債権を放棄する意思を有していたと認められ、債権放棄に沿った会計処理が請求人及びE院長において行われたことから、請求人が本件債権を放棄した事実は認められるが、②E院長の収入状況からみて本件債権の金額が回収不能とは認められず、③本件債権放棄が書面により行われたことを示す証拠がないことからすれば、法基通9-6-14に掲げる事実と該当せず、回収不能とはいえない債権を放棄したものであるから、寄附金に該当すると判断した。

本判決のポイント解説

1 法人税の課税所得の計算上、貸倒損失の額は、損金の額に算入される(法人税法第22条第3項第3号)。ただ、実務上、法人の有する債権が貸倒れの状態になったかどうかの判断は難しいところから、法人税基本通達においてその判断基準や考え方を示している。

その一つ、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金融債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」は、貸倒れとして損金算入ができる、とするものがある(法基通9-6-14)。

債務者の債務超過の継続状態において債務放棄をし、債務放棄をしてしまえば、債権は法的に消滅してしまうから、この取扱いは合理的なものといえる。審判所においても相当であると認めている。

審判官の判断のポイントがわかる

わなければ、全くこの取扱い原処分も審判所も、「書面」い、といっている。されなければならないとしているの債務者の返済能力というの

本判決の留意点

本判決の留意点

本判決は、書面によらない債権放棄の事実を認定した点において、意図がある。請求人の代表社員に対する債権について、書面でないにもかかわらず、債権放棄の事実を認定し、債務免除を受けた代表社員が債務免除益を計上したことであり、

今後、事情によって書面による債権放棄が、債務者側の処理も念頭に置く必要がある。

ただ、本判決では、書面によらない債権放棄は該当しない、としている点に留意を要する。この点に関しては、議論があるように思われるが、本判決のような考え方が一般的であれば、客観的、外観的な事実を明確にし、論争を避けるためにも、書面による債権放棄をすべきである。

◆関係法令

法人税法第22条第3項第3号、第37条、法基通9-6-1

◆関係キーワード

貸倒損失、書面による債権放棄

◆参考判決・裁決

平成28年4月14日判決(判決事例集No.103)
名古屋地裁平成8年3月22日判決・平成6年(行ウ)31号(税収215号960頁)
東京高裁平成7年5月10日判決(判決事例集No.103)
宇都宮地裁平成6年11月10日判決(判決事例集No.103)
番号9355)

判断の誤りやすいポイントがわかる

参考となる関係法令、関係キーワード、参考判決・裁決等を確認できる

目次 (一部抜粋)

法人税関係

【役員の給与】

○請求人の各役員が受診した人間ドックの費用は、従業員が受診した健康診断費用と大きな差があることから、各役員に対する給与等に該当すると判断された事例(平28.9.20判決)

【収益事業の範囲】

○請求人が運営する有料老人ホーム事業は、不動産貸付業及び請負業に該当するとされた事例(平28.11.18判決) 他

消費税関係

○商品券の顧客への引渡しが生産物の譲渡に該当するかが争われた事例(平29.8.7判決)

○設立2期目に課税事業者になるかが争われた事例(平30.2.23判決) 他

国際課税関係

○国外関連者に対する貸付金利息の独立企業間価格について、原処分が独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法により算定したことは相当であるとされた事例(平28.2.19判決)

○香港法人である請求人から国内事業を委託された内国法人は、国内における請求人の代理人PEに該当するため、請求人には国内事業に係る所得について法人税の申告義務があるとされた事例(平25.11.5判決) 他

詳細・お申し込みはこちら

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 税務重要判決企業

検索 🔍